



AWG-LCA 5およびAWG-KP 7ハイライト

2009年4月1日水曜日

水曜日、AWG-LCAは、バリ行動計画の小項目1(b)(i)および1(b)(ii)（先進国および途上国それぞれの緩和）に関する会合期間中ワークショップを開催した。AWG-KPは、影響結果ポテンシャルおよび法的な問題に関するコンタクトグループ会議を開催した。

AWG-LCAワークショップ

バリ行動計画の緩和に関する小項目を議論する会合期間中ワークショップでは、AWG-LCA議長のZammit Cutajarが議長役を務めた。午前中の会合は先進国の緩和、午後は途上国の緩和に焦点が当てられた。

先進国：G-77/中国は、附属書I締約国こそ、経済全般を対象とし、長期目標に比例し、合致する野心的な排出削減の量的約束をするべきだと述べた。同代表は、歴史的な約束や各国の能力などの基準にも言及した。EUは、先進国全体で1990年比30%の削減を提案した。同代表は、相対的に同等の発展レベルにある非附属書I締約国が同様な約束を検討することを提案、2016年より遅くならない時期での進展状況レビューを支持した。AOSISは、最新の科学に注目、1.5°C以上の温暖化を防止するため、350 ppmを大きく下回るレベルでの安定化を求め、基本年としては1990年を支持した。ボリビアは、途上国での気候影響に対する保障、そして非遵守の罰則が必要であると述べた。

ニュージーランドは、各国の緩和コスト、特に緩和ポテンシャルやベースライン排出量を推計するため、「努力の相対評価枠組」を提唱した。南アフリカは、新たな技術パネルを結成し遵守システムの強化を図るよう提案、議定書締約国および非締約国の両方に関する遵守評価を行うため、COPおよびCOP/MOPで比較可能な緩和努力を検討するべきだと述べた。インドは、全ての附属書I諸国がAWG-LCAの下での排出削減の全体目標について合意するよう提案、1990年比で少なくとも40%の削減を提案した。同代表は、AWG-LCAでは議定書の締約国でない附属書I諸国についても量的な排出削減約束を規定するべきだとし、議定書5条、7条、8条（方法論問題、報告書作成、レビュー）についてはMRVを基本とするよう提案した。

米国は、450 ppmに至る排出経路が複数以上あることを強調、拘束力のある中間目標を設定する総合的な

国内キャップアンドトレードプログラムを策定するとし、米国が長期的な視点に立つことを強調した。同代表は、「努力の比較可能性」の評価では、いくつかの基準が考えられるとし、この中には次のものが含まれると述べた：一人当たりの排出量、全体コスト、絶対値、ビジネスアズユージュアルな排出量との差異、複数のベースライン。米国は、EUと米国だけが2050年までに排出量を50%削減したとしても、630 ppmになると指摘、追加努力と資金面も検討する必要があると主張した。また米国は、排出量を2020年までに1990年レベルで安定化させることが中期目標であると述べた。

トルコは、ノーロズ（損失なし）目標を採択する予定であると指摘、附属書I締約国間の差異を強調した。中国は、1990年以降、附属書I諸国の排出量が増加していると指摘した。同代表は「努力の比較可能性」では、政策措置や行動、目標を検討するべきだと述べた。同代表は、量的で拘束力のある目標にするべきだとし、各国の目録および国別報告書、さらには関連する議定書手順の全てにおいて、MRVを貫くべきだと述べた。

持続可能な市場基金（SUSTAINABLE MARKETS FOUNDATION）は、コペンハーゲンの合意で若者への配慮を示し、倫理的なリーダーシップや、将来を損なうことのない排出削減目標を検討するよう提案した。

途上国：ワークショップのプレゼンターは、各国に適した緩和行動（NAMAs）の多様な側面を取り上げた、この中には次のものが含まれる：多様な登録簿オプション、NAMAsの自主性、セクター別NAMAs、持続可能な開発とNAMAsの関係、NAMAsおよび排出削減でのMRV、資金、技術、キャパシティビルディングでの支援。

AOSISは、全ての途上国が緩和行動をとるべきだと発言、SIDSの生存と実存の継続を将来協定に不可欠な基準とするべきだと主張した。G-77/中国は、途上国の緩和行動規模が先進国提供援助の規模により異なると発言した。EUは、科学に根ざした排出削減のニーズを強調、先進国が先頭にたつべきだが、先進国だけでは不可能だとし、途上国はグループとして、2020年までにビジネスアズユージュアルのベースラインより15-30%排出削減する「一定の大胆さ」を持つべきだと主張した。同代表は、「先進的な途上国」に対し、コペンハーゲンの前に低炭素な開発戦略を提案するよう求めた。

LDCsは、附属書I締約国がそれぞれの排出目標達成に失敗していると指摘した。南アフリカは、NAMA登録簿設立のための特別な段階措置について説明、これには国内資源の利用で可能となった途上国の行動登録簿および国レベルでの検証が含まれると述べた、さらに資金および技術移転面でのMRVについても考えを披露した。日本は、途上国での緩和行動におけるMRVを支援するため、セクター別協力に関する諮問グループの設置を提案、支援促進では、官民の協力協調努力の活用注目した。

インドは、NAMAsがボトムアップの自主行動であることを強調、国際登録簿は、各国の提案をNAMAsに反映させる手段となると述べた。韓国は、NAMAsには、自主的なもの、外部の援助を必要とするもの、

炭素クレジットを発生させるものの3種類があると指摘、炭素市場を、オフセットメカニズムの範疇を超えるものに拡大できると述べた。

シンガポールは、小国の課題と、エネルギー技術の必要性を強調、途上国が既に行っている自主的な緩和措置に関し、認識が欠けていると主張した。中国は、NAMAsを開発目標や貧困根絶目標と協調させる必要があると主張した。同代表は、工業化と都市化が急速に進む途上国での「ロックイン」効果回避を目指した技術支援や資金援助を主張、NAMAsと援助のマッチングを図るメカニズムの必要性を強調した。サウジアラビアは、支援および認定の統合メカニズム(SAM)について説明した。

先住民組織 (INDIGENOUS PEOPLES' ORGANIZATIONS) は、REDDの提案において先住民の権利に配慮するよう求めた。第3世界ネットワーク (THIRD WORLD NETWORK) は、資金および技術の能力向上要素を優先するべきだと述べた。地球の友 (FRIENDS OF THE EARTH) は、気候面での負債に対する先進国の貢献に注目した。

議論の中で参加者は次の問題に焦点を当てた：NAMAsとEU提案の低炭素開発戦略の違い；途上国で15-30%削減というEUの数字の科学的な根拠；この目標が増分コストに対する先進国の資金供与レベルを示すかどうか；EUのいう「先進的な途上国」とはどの国を指すか；NAMAsでの炭素市場の役割；資金管理面での登録簿の役割；NAMAsのMRV化；公的資金の役割；NAMAsの持続可能な開発要素；指標の策定；炭素市場とREDDの結びつき；検証作業での地域および国際的な専門知識の活用；登録簿は行動と国のどちらに注目すべきか；途上国での既存の行動に関する認識。

AWG-KP コンタクトグループ

法的な問題：議長Dovlandは、議定書の改定が考えられる項目に関する議長ノート

(FCCC/KP/AWG/2009/3) に焦点を当てることを提案した。G-77/中国は、AWG-KPのマンデートに注目、いわゆる議長「文書3」での集中審議を支持した。カナダ、ツバル、その他いくつかの附属書I締約国は、AWG-KP 6の結論書49項に記載する問題についての議長の別なノート「文書4」(FCCC/KP/AWG/2009/4)での議論を支持した。

オーストラリア、カナダ、その他は、2つのAWGsが矛盾なく一貫性のある成果を出すことを求めた。日本は、2013年以降の法的枠組において両AWGsの交渉結果を統合するべきだと主張、そうならない場合には参加しない可能性があることを強調した。同代表は、この枠組をひとつの新たな議定書、または新たな議定書と京都議定書の改定との組み合わせにするという2つのオプションを示したオーストラリアの提案

(CCC/KP/AWG/2009/MISC.6/Add.2) に関心を示した。G-77/中国は、これらの問題はAWG-LCAで取り上げるべきだと主張した。ツバルは、AWG-LCAとAWG-KPはそれぞれ独立したプロセスであると発言、

ユペンハーゲンで2つの法的手段が出されることを希望した。ウガンダ、その他は、AWG-LCAとAWG-KPの合同会議開催を支持した。

EUは、議定書の現在の形をできる限り温存し、これに必要な新しい文章を追加する形にするべきだと述べた。G-77/中国とツバルは、議題書の現在の形に注目することを支持、中国は、変更の必要性が限定されており、技術的なものにとどまることを強調した。

オーストラリアは、改定案の発効には、AWG-LCAの成果と関連し、複雑な規定が要求される可能性がある」と指摘した。EUは、排出量の特定割合を対象とする新しい約束の発効と批准との結び付きについて言及した。

いくつかの締約国が、議定書3条（附属書I排出削減量）改定の必要性を指摘した。ニュージーランドはアイスランドの支持を得て、約束の表現方法に柔軟性を持たせる新しい附属書Cを提案した、ただし約束の特性を変える意図はないことを強調した。ツバルは、非附属書I諸国の自主的な約束を認める新しい附属書を提案した。オーストラリアは、柔軟性メカニズムの適格性基準およびREDDクレジットの承認を検討する必要があるかもしれないと述べた。EUは、新しいセクター別クレジットメカニズムに関するEU案について言及、これには議定書の改定が必要であると述べた。EU、オーストラリア、カナダ、その他は、特権と免責に関する改定を支持、ツバルは、収益の一部（Share of Proceeds）の拡大適用に関係する改定案を提案した。カナダ、その他は、改定手順の簡素化を求めた。

その後、参加者は、議長の「文書4」について議論した。議長のDovlandは、G-77/中国の求めに応じて説明を行い、「文書4」は、柔軟性メカニズムやLULUCF、ガスの計算方法と新たなガスなど、多様な提案の法的な影響、すなわち議定書やCOP/MOP決定書の改定が必要かどうかを明確化するものだと説明した。

議長のDovlandは、木曜日午前中、「文書3」に基づいたノンペーパーを作成、交渉文書の土台とする。

影響結果ポテンシャル：G-77/中国は、オーストラリアおよびサウジアラビアとともに、対応措置および修復措置の両方の影響可能性を検討するよう求めた。セネガルは、行動をとる前に証拠が出てくるのを待つ必要はないと述べた。サウジアラビアは、予防策をとるよう提案した。G-77/中国は、既に影響結果に関する知識があることを強調した。サウジアラビアは、ハイブリッドな気候政策の影響は、ひとつの政策の影響とは異なると指摘した。エチオピアは、影響結果を評価し、マイナスの影響を極めて低いレベルまで削減し、残されたマイナスの影響に対処することに焦点を当てるよう提案した。カナダは、プラスおよびマイナスの影響を認めることを支持した。同代表は、影響結果にどう対処するかは決定は、各国の主権の範疇だとし、国際的な対応は、最善の実施方法または配慮を提案することに限定されると述べた。

影響結果ポテンシャルへの対応努力の報告に関し、EUはカナダとともに、そのような報告義務が存在する

と指摘した。ニュージーランド、その他はこれに反対した。アルジェリア、その他は、影響結果を明確にするため国別報告書を利用するよう提案した。ブラジルは、国別報告書の作成プロセスは遅すぎるし、GEF援助への依存が大きいと述べ、継続的な報告を提案した。セネガルは、国別報告書の作成能力が限定されていることを強調した。ナイジェリアは、影響結果の独立評価を支持、影響結果の定量化の難しさに焦点を当てた。アルゼンチンは、地域的な影響結果の検討を主張した。

廊下にて

水曜日、大半の参加者が、先進国および途上国での緩和に関する全日ワークショップに出席、全てのAWG-LCAワークショップの中でも最も重要なものに入ると感じるものが多かった。議場の廊下も、このワークショップの話題で持ちきりであった。

このイベントはまったく新しいとはいえないが、有用だったとする参加者が多く、夕方の雰囲気は、全般に前向きなものになった。一部の締約国がそれぞれの立場を明らかにしたことで、参加者中の楽観論者は、合意に入る可能性がある要素（たとえばNAMA登録簿）が見え始めたと言った。別な交渉担当者は、「そうはいっても大きな進展を見出そうとするなら、今年後半まで待たなければならないだろう」とコメントした。さらに「何にしても、重要な政治的な動きは、この交渉プロセスの外で行われる可能性が高い」とも述べた。今後の数日間、場合によっては数ヶ月間の行方を考えるものの中には、大きな諸国グループの中でも重要な意見の相違があるとの噂に多少の懸念を表明、そのような意見対立は多様な問題での前進を難しくする可能性があるとして関心を寄せた。

コペンハーゲンの後の生活を考える勇気があるものは、COP16の候補地が現在のところメキシコシティーかペルーになりそうだと、2010年にマチュピチュやチチワカンへの旅行を計画するべきかどうか議論していたようだ。

GISPRI 仮訳